

## 中部運輸局自動車交通部

平成30年9月5日14時00分発表

連絡先  
国土交通省中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官 岡田、大石  
TEL 052-952-8038  
国土交通省中部運輸局三重運輸支局  
輸送監査担当 久世、北口  
TEL 059-234-8413

同時発表：三重県政記者クラブ

## 高速乗合バス事業者に対する文書警告について

平成30年7月3日に三重運輸支局が青木バス株式会社の本社事務所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、下記のとおり文書による警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

- 行政処分事業者及び営業所  
事業者名：青木バス株式会社（代表取締役 青木 茂）  
住 所：三重県松阪市大石町618  
営 業 所：本社事務所（三重県多気郡多気町色太759-2）
- 行政処分等の内容  
平成30年9月5日付け 中部運輸局長名による文書警告
- 監査実施の端緒  
平成30年5月11日に神奈川県横浜市神奈川区栄町の国道15号線交差点において、オートバイに衝突し、運転していた男性に重傷を負わせる事故を惹起したことから、監査を実施した。
- 違反内容及び違反条項
  - 点呼の記録の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）
  - 乗務員台帳を作成、備えていなかった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）
  - 乗務員台帳の記載事項が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

④主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

以上